

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、県職員の給与及び勤務条件について報告し、あわせて給与の改定について勧告しました。
- 2 本年は、人事院における官民給与の比較方法の見直しや本県における人材確保の困難性の高まり等を踏まえ、公民給与の比較方法を見直した上で、職員の給与改定にあたっては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、県内民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案して検討を行いました。その結果、本年の勧告では、月例給については、県職員の給与が民間の給与を1人あたり3.13%（11,626円）下回っていたことから、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を上回る引上げ改定を行うこととしました。
特別給（ボーナス）についても、県職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから引上げを行い、年間4.65月分としました。月例給及び特別給の引上げは、4年連続となります。
このほか、県内の地域に係る地域手当については、本県職員の勤務実態等を踏まえ、職務に精励している職員の士気の向上にも資する制度とするよう報告しました。
教員給与については、今般の給特法等一部改正法を踏まえ、教育委員会において適切に対処する必要があります。
- 3 人事管理に関しては、有為で多様な人材の確保、女性職員の採用・登用の拡大、複雑・多様化する時代を乗り切る職員の育成はもとより、長時間勤務の改善や教員を取り巻く環境整備、柔軟で多様な働き方の実現・加速化、仕事と生活の両立支援の推進、メンタルヘルス対策やゼロ・ハラスメントに向けた取組などについて、県において今後とも努力することが必要であるとともに、本委員会としても必要な対応を進めていく旨報告しております。
- 4 わが国を取り巻く環境は、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など課題が山積しており厳しさを増しています。本県においても、職員が直面する行政課題が複雑化、高度化するなか、令和6年能登半島地震の復旧・復興を着実に進める必要があるなど、行政の果たすべき役割と責任はますます増大しており、日々職務に精励している富山県職員各位に対し、心からの敬意を表します。
- 5 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われるものであり、長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着しています。
県職員においては、民間企業では厳しい経済環境のもと、生産性の向上等に向けた様々な経営努力が懸命に行われていることを十分認識し、引き続き、全体の奉仕者として厳正な服務規律と高い倫理観を保持しつつ、県民の公務に寄せる期待と要請に応え、県民に奉仕する県民本位の県政の推進に全力をあげて取り組まれるよう要望いたします。
県議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨と果たしている役割に十分ご理解をいただき、速やかに本勧告を実施されるよう要望いたします。
また、県民の皆様には、勧告制度の意義及び県職員の適正な処遇を確保することの必要性について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

令和7年10月10日

富山県人事委員会委員長 黒崎 紫抄代